

淀川水系流域委員会 第5回住民参加部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)

川上委員 塚本委員

日 時：平成 15 年 5 月 27 日 (火) 15 : 00 ~ 18 : 40

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大ホール

庶務（三菱総合研究所 新田）

大変長らくお待たせいたしました。これより淀川水系流域委員会第5回住民参加部会を開催したいと思います。

司会進行は、庶務を担当させていただきます三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私、関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つかの確認をさせていただきます。まず、配付資料です。皆さまのお手元、座席表と「発言にあたってのお願い」、ウグイス色ですね。次に「議事次第」です。そして、資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」です。こちらは、前回の住民参加部会、他委員会等の結果報告をまとめたものです。

資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」です。住民参加部会での論点と説明資料の内容の抜粋、前回部会までの主な意見のやりとり内容に基づきまして説明資料（第1稿）への部会への意見、提案をとりまとめたものです。資料2-1補足ですが、「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』及び具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見」とあります。委員の皆さまから寄せられたご意見を簡単にまとめたものです。前回部会以降は、2ページ、3ページの意見で、川上委員からのご提案が追加されたものです。他につきましては、前回部会とほぼ内容は一致しております。

資料2-2「住民参加に関する委員会・他部会での意見」、こちらは委員会やテーマ別部会等で住民参加に関する部分を抜粋したもので、それぞれ多様な意見が出ています。それにつきまして簡単にご紹介したものが資料2-2です。それから、資料2-3「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（庶務による住民参加関連箇所へのマーク入り）」です。特に住民参加部会に関連する部分について中に黄色いマーカーで印をつけており、説明資料のここにこういう内容が記されているということにご参考として頂くためのものです。

資料3が5月から7月にかけての委員会、部会、運営会議の日程です。

参考資料1「委員および一般からのご意見」です。これは前回の委員会以降ですので、5月14日から本日5月26日までに頂いた意見です。参考資料2、ダムに関する説明についての委員からのご意見です。

以上が本日の配付資料です。もし落丁といたしますか、足りない部分等ありましたら、庶務まで申しつけて頂ければと思います。

それから、委員の皆さまのお手元には、共通資料ということで具体的な整備内容シート（第1稿）を置いています。水色のファイルにありますので、ご覧頂ければと思います。一般傍聴の方々でお持ちでない方には受付に置いています。

それから、本日、共通資料及び資料2-3はカラー資料となっております。一般傍聴の方々には白黒で配付しておりますので、カラー資料をご覧になりたい方は受付でご覧頂ければと思います。それから、委員及び河川管理者席の方々には机上資料を置いています。提言の冊子、それから一般意見聴取反映に関する追加提言のファイル、その他説明資料の関係ファイル等々置かせて頂いております。また、議事録については、後ろのいすのところに置いています。

次に、一般意見の報告です。前回の委員会以降に委員及び一般の方々から寄せられたご意見について簡単にご報告いたします。本日の資料では、2件の意見が寄せられています。宇治川の治水対策等についてのご意見が寄せられていますので、後ほどの議論の参考としてご覧頂ければと思います。

発言にあたってのお願いですが、本日は一般傍聴の方々にご発言の時間を設けさせて頂く予定となっております。その際には、このグリーン色の「発言にあたってのお願い」をご覧頂いて、簡潔に発言をお願いいたしたいと思います。また、発言に際しては、委員の方々も必ずマイクを通してお名前を頂くということをお願いいたしたいと思います。また、携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので電源をお切り頂くようよろしくお願い致します。

本日は18時に終了させて頂きたいと思います。審議の進行をスムーズにして頂くために、ご協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは審議に入りたいと思いますので、三田村部会長よろしくお願い致します。

三田村部会長

委員の皆さまを初め、皆さま方にはご多忙のところご参加下さいましてありがとうございます。只今から、議事次第にあります審議に入りたいと思います。1つ目の委員会、他部会の状況報告を庶務にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1説明]

三田村部会長

それでは審議事項の2)に入る前に、先ほど庶務がご説明下さいましたように、琵琶湖部会で5月25日の日曜日に、一般意見聴取の試行で、若者の意見を頂く会を行いました。その時に嘉田部会長代理がとりまとめて下さいましたので、村上委員も関わって下さったのですけれども、コメントして頂ければと思います。お願いいたします。

嘉田部会長代理

日曜日、3日前ですが、大津の方で一般意見聴取の中で若者を対象にしてご意見を頂きました。琵琶湖部会の中での1つの試行の会ではあったのですが、住民参加部会の委員の皆さま、村上委員が進行の方に入って頂きまして、有馬委員、小竹委員、塚本委員にお越し頂いております。

この一般意見聴取の会でのポイントは、若い人たちが流域委員会に関心が薄い、なかなか参加頂けないということで、5月の連休明けから中旬まで意見を発表する若者を募集させて頂きまして、12名の方から意見発表の希望がありました。その中から6名の、18歳から29歳までの方をお願いをいたしまして、当日はそれぞれ15分ずつ、自分たちが考えていることを発表して頂き、委員から意見を頂き、最終的には2つのテーマについて議論い

たしました。

1 つは、若い人の意見というのは、どういう特色があるのだろうということで、しがらみにとらわれない自由な意見が出せる、或いは様々なグループ間のつながりができるというようなポイントをお話し頂きました。2 点目は、では、若い人にこの委員会なり、或いは河川に関心を持ってもらうにはどうしたらよいかということで、メディアの活用や、或いは様々なグループの活性化というような議論が出ました。

具体的には、流域委員会に若者部会をつくって欲しいという提案もありましたので、ご紹介させていただきます。この取り扱いは、運営会議、或いはもちろん琵琶湖部会を含めて今後議論して頂くことになると思いますけれども、大変積極的な、前向きな発言がありました、ということをご報告させていただきます。以上です。

三田村部会長

村上委員、何か補足説明はありますか。

村上委員

今、嘉田委員が大体お話しして下さったのですけれども、参加してくれた人々からのメッセージとしては、若者にメッセージが向けられていないと感じているとおっしゃっていました。

今回、初めて若者を対象に意見聴取という形でしてみたのですけれども、こういう委員会自体の存在であるとか、委員会が目指すものや若者に期待することといったものが届いていないという指摘がありまして、若者の方自身から、若者だけではなくて、子供や主婦等に向けて部会をつくるという1つの提案がありました。それは、もっとメッセージをそれぞれに向けて出して欲しいという意見であったと私は理解しています。

三田村部会長

また琵琶湖部会で先ほどのご報告を踏まえてご議論があると思いますので、それを待ってから住民参加部会でも掘り下げていかなければならないのかもしれないかもしれません。その辺で置いて頂いて、今日の重要な部分、説明資料(第1稿)及び具体的な整備内容シート(第1稿)に対する議論に入りたいと思います。

先ほど庶務がご説明下さった中にもありましたように、委員会が6月20日に予定されております。この時に、部会からの第1稿に対する意見を提出することになっております。

ただ、第1稿がその時に完結していなければならないかといいますと、そうでもなさそうです。といいますのは、同時に、6月20日の委員会に管理者側から第2稿といいますか、第1稿のプラスアルファ分が提出されることになっております。第1稿に対する私どもの意見を管理者側が反映させて第2稿を出すという手続では時間的に間に合いません。従って、私どもの会議の意見を反映して頂くということで、私どもが出したものと同時に河川管理者側からも出てくるという段取りになっております。

従いまして、今日、住民参加部会を開催いたしますが、もう1回開催することが時間的

に難しいと思いますので、ある程度まとめたものを6月20日の委員会に提出して承認して頂こうと思います。先ほど申しましたように、完結したものでなくてもよいと思います。第2稿は第1稿のプラスアルファ分ですから、また第1稿の部分に戻ってもよいと思いますので、大きな部分で確認して頂いて委員会に提出しようと思います。

スケジュールについては後でもう一度皆さま方にお諮りしたいと思いますが、今日、第1稿に対する意見を出して頂いて、それを庶務の方でまとめて頂く作業と同時に、委員から庶務の方に補足意見、或いは気がついたこと等を出して頂くしたいと思います。そしてまた庶務がまとめたものを委員へ提出して頂いて、委員に見て頂いて、それでよいかどうかをご判断頂いて、最終的に私と嘉田委員で判断させて頂いて委員会に提出しようと思います。ほぼ確定という程度に考えておりますので、もう一度見直さなければならないのかもしれませんが、このような段取りでいきたいと思います。

住民参加部会は、今まで何度か開催されましたが、主に力を注ぎましたのは5月16日に採択して頂きました、タイトルが「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について」という提言別冊です。この提言別冊に精力を注いでまいりましたので、第1稿に対する意見がまだあまり大きく進んでおりません。今日、それを重点的にやらなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

内容についての進め方は皆さま方にもう一度ご判断頂こうと思いますが、その前に、他のテーマ別部会の議論内容についてご説明して頂こうと思います。庶務、お願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料2-2説明]

三田村部会長

住民参加部会の委員の方で他部会にも関わっている委員がいらっしゃると思います。今の庶務の説明に対して何か補足意見、或いはコメントがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。

嘉田部会長代理

確認をさせて欲しいのですが、資料に今他部会という名前で出てはおりますが、テーマは住民参加に関わることでありますので、第1稿に対して住民参加部会から出す意見の中に、資料2-2のとりまとめ案も取り込ませて頂くことが有効ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

実際、意見を言っている人たちは、かなり住民参加部会におられるでしょうし、そもそも部会というものが便宜的に分けているわけで、流域委員会としてよいものをつくっていくという流れからも、他部会から出たご意見をこの中に取り込ませて頂くということにしたらいかがでしょうか。そして、今日、既にここで議論されていることには時間を割かず、ここに出てなかったようなことに対して時間を割かれてはと、ご提案をさせて頂いた

いのですが、どうでしょうか。

三田村部会長

後でそれをご提案しようと思っておりました。他部会にも参加されている方からの追加のコメントがないようでしたら、今の嘉田代理のご意見も含めまして次に進めたいと思います。

今日の議論の進め方を整理したいと思います。資料2-1をご覧になって下さい。それと資料2-3ですが、説明資料(第1稿)に住民参加部会に関わる部分だけ黄色でマークが入っています。同時並行でご覧になって頂くとご理解して頂きやすいと思います。例えば資料2-1で2ページ、3ページを開いて頂きますと、「計画策定、推進」の項での、今までの住民参加部会での主な意見、やりとりをまとめて頂いており、3ページの上の枠にご意見があります。下の枠に、説明資料(第1稿)に対する部会としての意見、或いは提案を委員会に提出すべき内容として簡単にまとめてあります。この資料2-1はそういう形式になっております。

偶数ページの上の方にあります「検討の論点」は、時間がないにもかかわらず皆さま方の熱心なご意見を頂きまして、論点についての議論はほぼ終わっているとお考え下さい。ダム項だけはまだ踏み込んでおりませんが、他の項については、検討の論点については、あまり戻らないようにしたいと思います。

その下の部分は、説明資料(第1稿)に対して黄色のマークが入っている箇所を主に抽出して頂いた部分です。

右側の奇数ページの部分が、この住民参加部会の中でのご意見と、それをまとめたものです。ご覧になって頂きますと、環境項辺りから白紙となっています。時間がなくてそこまで議論していません。もちろん少し戻ってもよいですが、今日は、環境から入りたいと思います。

ところで、先ほど嘉田委員がおっしゃいましたように、他部会の住民参加に関する意見を、いかに部会の意見としてまとめていくべきかをお諮りしたいと思います。筋から申しますと、提出するのは部会の意見ですので、他部会からの意見をそのまま載せることはできないのです。この住民参加部会で消化した上でないといけないのですが、なかなかそれも難しいと思いますので、このように取り扱わせて頂けるかをお諮りしたいと思います。他部会の意見の中で重要なものは入れさせて頂きたいと思います。もちろん文章は簡単にしなければなりません。

委員の方には、他部会で出た意見で部会の意見として委員会に提出するのはよくないというものがありましたら、庶務に提出して頂きたいと思います。あとのところはよいと判断いたします。そのような形で、住民参加部会での今日の意見や前回までのやりとりを含めて、右のページの下の部会としての意見、提案に組み入れたいと思います。いかがでしょうか。それでよろしいですね。

山村委員

質問ですけれども、他部会の意見をまとめたものはどこに書いてあるのですか。

三田村部会長

まだありません。といいますのは、その操作をしてよろしいでしょうかということです。

嘉田部会長代理

資料2-2がもとになるのですか。

三田村部会長

そうです。他部会の意見というのは資料2-2にあります。今後地域別部会がありますので、そこでの意見も抽出しなければなりません。これから出てくる他部会での意見で、これはよくないというご判断をして頂く時間がないかもしれませんが、地域別部会或いはテーマ別部会で、そこに関わってらっしゃる委員が特に、これは駄目だというご意見を頂ければと思います。

塚本委員

よくないという文章を削除する、省くということですか。実はよくないというところかなり大事な要点があると思います。ですから、それは場合によっては議論をしたいと思っています。

三田村部会長

ごもっともです。集って議論する時間がないので、よくないのご意見を頂きまして、最終的には、私と嘉田委員との間で調整せざるを得ないと思います。それを皆さま方にまた返すことになると思います。その意見を頂いて、もう一度私と嘉田委員でまとめたものが委員会に提出されることとなりますので、よくない部分が実は重要であったと思われるならばその時にご意見を頂くということで勘弁して頂きたいと思いますが、よろしいですか。

有馬委員

そのよくない部分というのは、庶務に送るのですね。ここでやるのですか。

三田村部会長

今日は時間がないので、庶務にお願いいたします。

では、先に進めさせていただきます。資料2-1に戻りたいと思います。環境までは、今までの部分がこのようになっております。ただ、説明資料（第1稿）に対して意見を頂いていきますと、もともとの提言の部分が抜けてしまうかもしれません。提言から第1稿を見ることも大事だと思いますので、そういう思考方法も入れながら、第1稿を見ていくように

しなければならぬと思います。第1稿の細かいところだけではなくて、提言に沿っているかどうかという視点で見て頂きたいと思います。

環境から入りますが、今までの部分で抜けている所もあると思います。そのまとめ方が適切であったかということもありますので、それに対しても庶務の方にご意見を出して頂きたいと思います。

村上委員

環境分野から後を議論していき、また必要に応じて最初のところに戻るという話は前にもありましたので、今日時間は限られておりますけれども、可能であれば戻るといって理解しておいてよろしいですか。

三田村部会長

お約束はできませんが、努力いたします。もう一度開催しなければどうしようもないということになりますと、考えざるを得ないのですけれども、できれば避けたいと思います。時間的なこともあります。ダム部分が全然議論できておりませんので、早く終われば、今おっしゃったように戻ることが可能ですけれども、そこで時間をとられますと、苦しいと思います。遅くとも18時30分には終了したいと思います。一般の方々のご意見もちょうだいした後でということですので。従いまして、もし駄目な場合はご勘弁頂きたいと思ます。その場合も、庶務にご意見を頂ければと思います。

山村委員

個別的に環境から後を見ていくということですが、共通した点がありまして、それを議論しておいた方がよいのではないかと思います。

大分前の住民参加部会でも言ったことですが、環境以下の黄色いマークをした項目の中に、様々な協議会や委員会が各種10くらい出てきます。そういう協議会等に対し共通のコンセンサス（合意）みたいなものをもってからでないと、これらを個別に議論しても、ばらばらになってしまうと思います。水質管理協議会での住民参加は、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会では、等と個別に議論していくと切りがないと思います。何故そのような協議会や委員会等がたくさん設けられているのか、ということに返らないとどうして共通かはわからないのです。

河川管理者からの説明では、要するに河川整備計画に基づいて様々な個別的事項を決めていくということで、例えば、利用についての許可の更新等、河川管理者としての権限の行使がなされる際に、その権限の行使について、協議会とか委員会に聞いて、行っていくというご説明だったと思います。

そういう場合には、河川管理者の権限行使における1つのコンサルティングとしての協議会という位置付けがあります。これをばらばらに検討するのか、ある程度、このように考えるべきということをもとめた上で、個別的にまた検討することにした方がよいのか、その点を提言したいと思います。

三田村部会長

それは承知しております。進め方としまして、順番に環境、治水、利水と進めて、一応議論を終えたいという希望がありますので、そういう順番でということ。従いまして、例えば今の協議会の問題にいたしましても、個別的に利水で出てきた、或いは利用で出てきたということになれば、そこで全体に関わっておっしゃって頂ければよいと思います。

ただ、もう済んでしまった計画策定の項でしか出てこないということになれば、今、ご意見を頂くか、後でご意見を頂くかになると思います。本当は全体を把握しながら進める方がよいのでしょうかけれども、一応個別に終えておきたいと思いますので、個別に進めるということで、全体のことに関わってはいけないという意味ではありません。

それでよろしいですか。

山村委員

はい。

三田村部会長

そういうことですので、個別にいけますが、あまり細部にわたるご意見でない方が、大きな議論として残すことができると思いますので、よろしく願いいたします。

では、環境分野に入りたいと思います。資料2-1に関しましては、11ページから15ページ、特に15ページくらいからは白紙の部分がありますので、その上の枠の意見・やりとり内容というところを埋めて頂きたいと思います。下の枠につきましては、庶務等でまとめて頂いたのをもう一度お諮りすることになります。

山村委員

資料2-3の7ページ、資料2-1でいえば、12ページの5.2.4、水質の項で、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討とあります。その下に3)で積極的な住民参加を促すための取組と書いてあるのですが、これでよいのかどうか、この住民参加部会で意見を言うべきではないかと思います。

三田村部会長

具体的に何かご提案はありますか。

山村委員

少し抽象的なので、「住民代表から」という、この場合の「住民」とはどういうことを考えているのか、市民とは違うのか、前から議論してきたところです。

それから、積極的な住民参加と書いてあるのですけれども、例えば資料2-1の11ページの5.1.2を見ますと、ここでは参加ではなくて、住民との連携・協働という言葉が使っています。

私の考えでは、参加と協働とは内容が違います。資料2-1の11ページの5.1.2に対する意見の中に、「既存の組織に住民代表を参加させるだけで住民参加が実現できるとは思えない」とあります。協議会のあり方等々を流域委員会で提起すべきではないかと、書いてあるわけです。このように見ますと、先ほどの表現は少し不十分ではないかということです。

三田村部会長

どのようなつもりで積極的な住民参加という表現をしているのか、河川管理者に伺った方がよいということでしょうか。

山村委員

むしろ住民参加部会からこうした方がよいという提言を出すべきではないかということです。何か対案を出すべきです。

三田村部会長

ということは、3)の積極的な住民参加を促すための取り組みというのは、河川管理者の意図は理解できるということですね。それに対してこうした方がよいという、そういう意見でしょうか。

山村委員

先に河川管理者の方の意見を聞いて頂いても結構です。その方が皆さまはよくわかると思います。

三田村部会長

資料2-1の10ページの連携・協働との関わりについてご質問、意見がありましたので、河川管理者はここについてどういうことを指すのかご説明頂けますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川情報管理官 西村)

資料2-3の7ページ、黄色の部分なのですが、今までの流域の水質管理協議会等については、関係自治体等を含めていただけで、水質管理の部分をやってきたわけです。しかし、なかなか水質浄化がはかどっていない状況にあります。そこでやはり住民の方々の協力も踏まえながらやっていくのがよいということで、住民の方々にも積極的な参加をして頂くというところから、参加をして頂ける仕組みを考えたらどうかというのが、我々の今の考えです。

山村委員

ここで「積極的な」と書いてある意味ですが、具体的に言いますと、どういうことなのでしょう。

河川管理者（近畿地方整備局 河川情報管理官 西村）

例えば管理協議会の中に住民の代表の方々に入って頂くというのも、1つの方法ではな
かろうかと思っております。

嘉田部会長代理

具体的な議論をした方がよいと思います。多くの場合、「水質」ということを行政は言う
のですが、地域の人たちが、例えばこの川はきれい、或いはこの湖はきれいとか汚いとい
うことを生活実感で見えていく時には、CODが幾つとかBODが幾つではないのです。

これは私自身が過去20年いろいろ調査をしてきたところなのですが、住民の人たちはあ
る意味で全体をトータルにまず目で見ます。視覚的情報は大変大事です。幾ら水質が透明
でも、ごみがたくさんあったら汚いと思います。或いは、水質においては少し透明度が低
くても、生き物がいたらきれいだと思うということがあります。或いは、生き物がいて、
もう少し自分たちが関わって子供でも遊んでいたら、もっと水質はよいと判断するという
ような形で、住民の側から、或いは普通の生活者の側から見る認識というのは、行政なり
研究者が言う指標と違うのです。

その辺を踏まえますと、関わってもらう時に、どのようなきっかけで、どのような情報
で人々に関心を持ってもらうのかということも、提言をこちらから申し上げるにはかなり
大事だと思います。その辺りのことを少し議論して頂いたらどうでしょうか。

文字面の参加とか協働ということも、もちろんあるのですけれども、せっかくこれだけ
多様な経験を持っている方がおられるので、あまり定義の問題ではなく、それぞれの立場
からこういうことならより関心を持ってもらえるというような意見を出して頂けると、こ
の説明資料に対して具体的な提言になると思います。このことをお願いしたいのですが、
いかがですか。

住民説明会等でも、グラフや数字で本当にいろいろ言うのですけれども、それは逆に押
しつけになってしまったりします。どうでしょうか。

塚本委員

前に意見を出している内容なのですけれども、採用されたかどうかわかりません。本章
で用いられた用語の説明の中に関係住民というのがあります。その中で利害関係者、利害
関係者以外の住民、一般と出ているのですが、3番目の住民組織、地域組織というものに
対して、これは削除したらよいと思います。そのかわり何が必要かといいましたら、公共
の認識のもとに、暮らしよい、より合理的な流域の回復、再生づくりを試み、目指してい
る実績を生み出している広義の利害関係者というのを住民としたらよいと思います。

物事が変化しようすると、必ず活動や動きが必要です。そういう意味で、積極的なとい
う言葉が使われたならそれでよいと思っております。そうしないと、ものの実体の現状の
不合理さやそれを改善しようという認識は、広くも狭くも生まれてこないということがあ
るからです。

村上委員

今の嘉田委員からのテーマ設定に直接答えられるかどうか分からないのですが、住民が積極的に何かやろうとするためにはビジョンが必要だと思います。参加することでこのようになるという、直感というか、確信のようなものがなければ動かないわけです。

例えば協議会でやることを見ると、監視体制をつくる等、行政でやり切れない部分を住民と一緒にやってもらった感じがしますが、それではわくわくしてやる気にはなかなかないわけです。

ここは水質管理協議会という名前になっていますけれども、管理に参加しろというのは、私には不自然な感じがします。例えば水質を改善していくための計画づくりや、それを実践していくというようなことの方が私はよいと思います。

ただ、嘉田委員が先ほどおっしゃって下さったように、水質だけを取り上げてどうというのは、住民参加という面からも、環境の保全という意味でも、COD が低ければ必ずよい水かということそうではないということがもちろんあります。水質だけではなくて、淀川水系の環境回復を協議するという場を使用した方がよいのではないかと私は感じます。

それが実際できるかどうかは、難しいところもあるかもしれませんが、そういうところを出発点にして水質に関して協議をするという流れにしないと、まず、こういう形で住民参加がきちりできるかということ、私はノーではないかと思っています。

山村委員

私が最初に言った事もそこに関連するのですが、要するにいろいろ協議会があるのですが、結局、項目別に縦割りになっているわけです。項目別に縦割りの協議会に、住民の代表をそれぞれ入れて、それでうまくいくのかという問題があります。もう一つ、協議会のメンバーに住民代表を何人か入れて、それでよいのかという問題もあります。

例えば、水質の場合について言いますと、水質管理協議会に住民の代表者を入れることはよいと思いますが、それだけでは足りないということです。この流域委員会のように、管理についての協議をする段階において、公聴会やヒアリングをする、或いは住民と積極的に連絡をとっていく等が必要だと思います。

そういう意味で委員会内部の参加だけではなく、住民との関係でやっていくことが大事だと思います。いつも環境庁の人は、きれいにしろと言っても住民は無関心で、全然気をつけてくれないと言うのですが、それはお役所だけでやろうと思うからで、住民と一緒に相談しながらやれば住民は気をつけるようになるだろうということです。いわゆる住民の Awareness (気が付くこと) の方を引き出すための住民参加が要るわけなのです。役所だけで一生懸命やろうと思っても限界があるという意味での住民参加です。

もう一つは、今、村上委員が言われたように、そういう意味の参加を縦割りでやっていってよいのかという問題があります。住民は縦割りではないです。利用の問題や治水の問題、全て関係がありますから、縦割りでなく参加させていくシステムをどうつくり上げるかがこの部会の課題だと思います。そういう意味で、先ほど言った事は全体と関係があるのです。

三田村部会長

第2稿に反映するのは時間的に難しいかもしれませんが、次のところで反映させて頂きたいと思いますのは、国土交通省の方と研究等で関わると、水質といえはすぐにCOD、BODと来るのです。住民参加を促すという場合、理解しにくい部分がありますので、水質という概念を広くとって、住民が関わりやすいようなメニュー設定をして、他の分野、利水等にも関わるような仕組みをつくって頂くと、第1稿でおっしゃっている、積極的な住民参加というのが生きてくると思います。しかも、協議会というのがもう少し生きたものになるかも知れないと、これは私の想像です。そういうことも含めて、村上委員がおっしゃっているのだらうと思います。

嘉田部会長代理

私どもは琵琶湖辺で蛍を取り戻そうということをやっております。これは明らかに水質、生態系をトータルに含んでいるのですが、水質をよくしましょう、生態系をよくしましょうでは通じないのです。蛍がたくさんいる川を取り戻そう、子供たちが蛍狩りをできるようにしようという話は、ずっと入っていくのです。蛍は、特に日本人にとってシンボリックな重要な生き物でもあります。

ですから、ある地域ではシジミかも知れませんが、ある地域ではコイやフナかも知れません。これは生態系と関わってきますけれども、先ほど村上委員が言った「わかりやすいビジョン」ですね。イメージがわくように、地域の人にとってこんなに得がある、自分たちが楽しめるよい川ができるというビジョンが必要で、イメージを持てるような呼びかけ等が大事ではないかと思えます。

実は、蛍を取り戻すというのは水質だけではなく、水がきれい過ぎてもいけないし、汚過ぎてもいけないのです。また、24時間、365日、特にゲンジボタルの場合には水が流れていなければいけないということも結果として地域の人は発見することになります。そうすると、利水や水量の問題とも関わってきます。ですから、入り口は狭そうですが、あとは皆つながっているわけです。但し、最初から全て総合的かというと、総合という言葉は本当にわかりにくいです。ですから、ある程度、焦点を合わせながら、実は奥が深いというやり方を、少し工夫をして頂けたらという、意見です。

有馬委員

あちこちにモニタリング、アセスメントという言葉が挙がっていますが、全て住民の参加が欲しいと思います。資料2-2の4ページ、真ん中より少し下ですが、「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあります。これでは生き物のことをよく知っている住民でないと、モニタリングに参加できないわけです。

実際に、生物学者と言わないですが、生物屋がやっているいろいろなモニタリング作業を見ますと、こんな魚がいます、草があります、鳥がいます、で終わっているのです。そ

という魚や草が何を言っているのかという評価までいっておりません。

そうしないとモニタリングにならないような風潮があるのです。先日の琵琶湖部会の一般意見聴取の会での若者の発言で、新しい価値観という言葉がありました。水質のところでは嘉田委員が蛸を挙げられたのですが、それはモニタリングのための1つの新しい価値観だと思います。草についても魚についても鳥についてもモニタリングというのを、今の蛸の例のような中身でやっていくこと、だれでも住民参加ができるのだという考え方を浸透させるように持っていけないといけないと思います。

例えば、絶滅危惧種というのが報告書の中で盛んに踊っていますが、つまり工事をやる時に事前調査で絶滅危惧種の存在が見つかったということです。ダムの説明にもあらわれていたと思いますが、絶滅危惧種を移植して終わりなのです。しかし、絶滅危惧種とされるのは、種が大事なのではなくて、その生育環境が大事なのです。環境を移植するならよいですけども、種だけ移植してどうなるのかと言いたいのです。それだけで事が終わっている感じがします。

資料2-2の6ページの真ん中の少し下、水質について、「住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくても一定以上の精度があれば」とあります。いつでしたか、住民たちが10円玉を使って盛んに大気汚染を計測しているという話がありました。水質だけでなく他のモニタリングについても、そういう新しい、だれにでもできるような方法を確立する必要があると思います。でないと、住民の代表といっても、私は草のことを知らないから嫌だということになると思います。モニタリングなり何なり、新しい価値観で我々の方でつくり上げないといけないのではないかと思います。

三田村部会長

資料2-3の環境の中の生態系の部分に議論が及んでいると思います。それで結構ですし、私も今の有馬委員のご意見は非常に共感する部分があります。

といいますのは、アセス等で、貴重種をどこかに移植すればよいというのがよく出てきますが、問題は住民側、関わる側に継続性があるかということ、開発側、或いは管理者側は気にされるのだらうと思います。そういう意味では、普通の私ども市民がいかに継続的に関わるべく努力をしていかなければならないかにかかってくると思います。或いは、そういう組織を常につくっておいて、そこに関わっていくようなことをしなければならぬのかもしれない。

川上委員

提言に基づいて、水質の今後の管理というか、モニタリングをやっていくにあたって、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会というものをつくって、具体の整備内容に挙げてある4項目を推進していくということですが、このままでは「仏つくって魂入れず」のような感じがあるのです。山村委員がおっしゃっているのも、そのことだと思います。

3)に積極的な住民参加を促すための取り組みと書かれておりますけれども、これは大変なこととして、4番の水質事故に対する対応は、原因者は事業者か、或いは事故によるこ

とが多くて、いかにそれを素早く発見して対処するかということは行政にしかできないのです。しかし、その発見のきっかけというのは、地元の住民が、川に魚が浮いている、油が浮いている、刺激臭等に気づくことから始まるわけなので、地域の住民の目や五感を生かして、そういうものを取り込んでいくことが大事だと思います。

水質事故以外の汚濁原因としては、やはり面源負荷がありまして、これは今までの会議の中でさんざん言ってきたわけですがけれども、面源負荷を軽減するためには、どうしても住民の意識や地域の自治体の意識を変えなくてはいけないということで、ただ単に水質管理協議会に住民の代表を入れて、その中で解決策を諮るだけでは、事が進まないわけなのです。

有馬委員からもお話がありましたように、我々NPOが環境保全や環境をよくするために常々心がけておりますことは、嘉田委員がおっしゃったように、蛍のような、暮らしの中で少し手をかければ、自分たちも環境保全に貢献しているという実感と成果が得られるという切り口を見つけて提供していくのが、我々NPOの役割の1つであろうかと思っているのです。行政もそういう視点で、今までのようにただ水をきれいにして下さい、台所の流しにストレーナーをつけて下さいというレベルではなくて、もう少し子供たちや、女性、主婦といった人たちも一緒に楽しみながらやっていけるような切り口を見つけていかなければいけないと思います。

水質のレベルからいいますと、例えばパックテストを使って手軽に調査する方法は広く行われていますけれども、出てくるデータは大体の傾向はわかるけれども正確ではないという部分があります。ですから、より正確なデータをとろうと思うと、それなりの体制とお金がかかるわけです。

従って、そういう意味での両面の住民参加といえますか、住民の主体的な取り組みを進めていくためには、何らかの支援体制というか、はっきり言いますと、助成制度のようなものがあることが望ましいと思います。そういうことがあって初めて、この住民が主体的に水質のモニタリングに参加していけるようになるのではないかと考えます。

三田村部会長

後半の部分は、まさに、提言の中で私どもが環境学習をどのようにやっていけばよいのかということだろうと思います。前半の部分は、私も非常に気になっている部分があります。負荷源の管理といえますか、例えば資料2-3の1ページの辺りに、住民参加部会の意見、提案があまりないのです。資料2-1の初めの方の、全体のところで少し触れて頂いているだけなのです。

河川管理者にお願いしたいのは、河川を流域と考えずに、流域界といえますか、例えば淀川水系でしたら、滋賀県も奈良県も全部「面」としてとらえて頂いて、そこに住民がいかに関わっていくべきかと考えて頂きたいのです。自分たちの生活そのものを変えないと、淀川はよくなるまいというところを出して頂きたいと思います。

川を汚さない、即ち、川に関わる人だけのことを考えるのではなくて、川に本当はよく関わっている間接的な行動みたいなものにも、目を向けて頂ければと思います。

本多委員

環境のことに関しては、一般の市民の皆さまも意識が高くなってきていると最近思っています。

例えば、箕面では市民参加条例というのがありまして、地球環境保全行動計画を策定する、或いは山麓保全のアクションプログラムを策定するという時には、多くの市民に参加して頂いて、つくり終えたら、今度は一緒に考えてきた人たちにそれを実行している段階にも参加して頂くというやり方をしています。新しい実行組織を立ち上げて、今まで考えてきて下さった人たちが関わって、引き続きやっていくという形で、市民との連携を続けておられるのです。

説明資料(第1稿)でも連携という言葉が使われていますけれども、考える段階だけ一緒に考えればよい、あとは行政がやりますということでも、行政が考えたことを一緒にやりましょうということでもないと思います。私はその辺で、前回の委員会で質問をした時に、行政の皆さまにその意識はどの辺まであるのか、疑問を持ったことがあるのです。

ダム計画が報告されまして、見直しにどれくらいの時間をかけてやるのかという質問をした時、1、2年で見直しますというような話がありました。皆さまご記憶にあるかと思います。しかし、本当にこれからダム計画を見直していくとなった時には、住民参加もありますし、委員会の議論もあろうと思いますので、迅速にやりますは言えても、何年でやりますとは言えないはずで、ましてや環境の問題もあり、委員会の環境の専門の委員に、ダムをつくった時の影響や改善策が2年で出せるか、バックデータをきちんととれるか、或いはもっと時間がかかるのかということも聞いた上で、1年で、または2年でいけますと言われたからおっしゃったのであればわかりませんが、何も聞かずにおっしゃった言葉ではないかという気がしてならないのです。

河川整備計画を策定する時には、一緒に考えてやっていくということですから、1、2年とはなかなか言えないところもあるでしょうし、できたらまたできたで、一緒にやっていけないといけない部分もたくさんあると思います。

この間の話を聞いていますと、行政で全てやっていこうというお気持ち、まだまだあるように思いました。行政側のお気持ちも、市民と一緒にやっていくというように変えて頂かないと、連携が進まないと思います。以上です。

三田村部会長

管理者側、よろしいですか。別に意見を求めているわけではないです。

村上委員

これは環境の部分で、かつ全体に関わることになります。

先ほどからご指摘があるように、ここで書かれている住民参加の部分は、河川行政の中での縦割りの中に、住民参加の場所をつくるという構成になっています。これでは、本当の意味での住民参加はできないと思います。私も利水部会にいて強く感じるのですが、河

川整備計画をつくるにあたって、河川管理者でできるところは限られているというのがあります。限界がある中で計画をつくるので、住民参加でもそういう構成にならざるを得ないのだろうと、私は理解しています。

例えば、河川整備計画としてつくれるのかどうか分からないけれども、他の省庁も入らないとできないくらいの大ぶろしきを投げてしまって、ここは住民の方も入ってくれないとできないけれども、こういうふうにやりたいというものをつくっていくようにしないと、もっと高いものを目指すということがないと、真の意味での住民参加もできないだろうし、他省庁との連携もできないと思います。

例えば提言の中でも、川上委員が河川環境再自然化計画というものを出されていますけれども、本当にそれがわかりやすい指標できっちり示されて、省庁も住民もやっていくべきものとしてできれば、それに向かって動けると思います。例えば、淀川流域の自然を再生していく計画づくりをするための協議会をつくるということ、河川管理者が音頭をとり、こういうことをしていく必要があるということ、考える場をつくるということにされてはどうかと思います。

協議会を設置して、きっちり物事を決める場所としなくてはいけないというのがしんどいのであれば、学識経験者に入って頂かないと絶対できない仕事ですから、それも含めて検討会をつくる、懇談会をつくるということでも、まずはよいのではないかと思います。

荻野委員

最初に部会長が言われたように、提言に述べられている理念が第1稿において、どのように反映されているかがポイントだと思います。

河川管理の観点から河川管理者が具体的に、環境管理や、水質管理の管理体制を具体的に示したのが資料2-1ですよね。資料2-3の7ページの一番右端の黄色い部分ですが、具体的な提言のひとつに、琵琶湖・淀川水質管理協議会があります。水質管理協議会の、具体的な提案ですね、そこに関係住民代表に入ってもらおうというのが、河川管理者のご説明です。そういう仕組みが、水質管理を行う上で十分な仕組みづくりになり得るのかということが、ポイントになるという気がいたします。

住民は、もちろん水をきれいにしたいと思っているのですが、一方で、住民が水を汚している、加害者が住民なわけです。住民は、ただ個人の住民だけではなくて、企業も、或いは農業者も含めて住民なわけです。

提言の方は総合的な流域水質管理システムということで、協議会をつくって、関係行政が集まって今までやっていたところに、住民の方も参加して下さいという形ではなくて、総合的な流域の水の仕組みづくりということを書いています。協議会という仕組みでは、具体的な河川水質管理の仕組みづくりとは、方向が違っているのではないかと思います。

いろいろな考え方があろうかと思いますが、住民参加のあり方そのものに関わってくるわけです。例えば湯水協議会等、いろいろな協議会が出てきますが、山村委員がおっしゃったように、項目別の協議会との関連で、協議会はどのようなものであるべきかを念頭に

置いて、議論して頂ければよいという気がします。

三田村部会長

管理者側も苦労していらっしゃるのだらうと思いますけれども、具体的に、住民が入って本当に機能するかどうかは、私も自信がありません。安易な方法として、また学識経験者ということで終わってしまうかも知れないと思います。せめてそれを下回らないというか、そういうことはやって欲しくないのです。本来の住民参加を視野に入れながら、協議会をうまく機能させて頂きたいと思います。よろしくお願いします。

山村委員

今、いろいろ意見が出されたのですけれども、では、どう書けばよいのかを具体的に提言しないといけないわけです。

実は、河川整備計画という、計画というもののイメージは、河川管理者の考えられている計画の内容と、私がアメリカの研究をした計画の内容と違うのです。

例えば、河川整備計画は、20年ないし30年の計画です。アメリカの場合ですと、カリフォルニアのベイデルタの計画の中に、水質の改善計画が詳細に書かれています。それは、例えば30年の間で、5年でこれだけ改善します、10年でこれだけ改善しますというプログラムなのです。それがずっと書いてあるわけです。

淀川流域ですと、昭和30年代に戻すという目標があるわけです。ですから、それを何年で回復するのか、10年か20年かは知りませんが、例えば20年で昭和36年くらいに戻すということであるならば、5年目にどうして、10年目にどうしてというプログラムを立てて、そのためにどういう作業をやるかということが必要だと思います。その時に、その手法については、住民参加でこのようにして意見を聴きます、というものが私の持っている計画のイメージです。ところが、第1稿には、ただ水質を戻すための協議会をつくってこうするということが書いてあるだけです。計画の内容のイメージが違うと思います。

本来、計画というのは一種のプログラムであるといえます。30年間の計画という形で、それをどのようにしてクリアしていくかを書かないといけないと思います。アメリカの場合には、その場合にプログラムをつくるのですけれども、代替案を4つくらい考えるのです。同じプログラムでも4つくらい考えまして、それぞれのプログラムについて環境アセスメントをやりまして、費用便益分析をやった上で住民の意見を聞いて、どのプログラムが一番よいかという形で、まさにそこに住民参加がかかってくるわけです。

そういう形の住民参加でないと、仮に水質管理協議会の人意見聞いても、住民の方は答えられないのです。例えば、具体的に30年プログラムを3つくらいつくって、これらの案が考えられるのですが、どうですかという形で意見を聞かないと、住民も答えようがないと思います。

ですから、計画という概念をどう考えるのか、単なる組織を考えるのか、或いは実行プログラムを考えるのか、そこから問題になるのです。

三田村部会長

河川管理者は、第2稿以降で、少し踏み込んだ表現でここをまとめて頂ければと思います。

今日はダムまで行きたいので、それを踏まえた上でご意見を環境の部分でお願いいたします。

塚本委員

今の場合、住民というのは面的に暮らしているという、非常に広い意味も入っているのですが、狭く言いますと、専門家という分かれ方をしていって、作業そのものも河川管理等に分かれていきました。この時の一番の欠点は、嘉田委員も時々言われますけど、暮らしている人間が一番それを受けるのですね。そういう分化が出てきたから、総合と言わざるを得ないのです。このままの実態を、どういう不合理さがあって、どのように解決していこうかという知恵は他では出ないのです。他の専門では無理なのです。

というのは、現状の経済も全ていろいろなことの実態で、どこがおかしいのだという本質を見つけ出して、それを何とかしようという知恵が働くのは、実は住民なのです。そこを本当に生かさないと再生は起こらないと思います。この一番狭い重要な意味をまず知っておいてもらいたいと思います。そこは、住民参加というもの、或いは住民と一緒にやるということの大きなポイントだと思います。そうしないと、その不合理さは解決していかないと思います。

川上委員

塚本委員と同じようなことを私は言おうとしているのですが、水の問題とは、自治の問題だと思います。つまり、住民自治です。この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政を、どれだけ住民自治にシフトしていけるか、ということの中身を議論しているのだと思います。河川管理者もそういうパラダイムの転換といいますか、河川管理とかが管理という考え方から転換して、住民自治を生かした水質の管理、或いは水質の維持または改善という考え方に転換して頂かないと、我々が全力投球して投げた提言のボールが、ちゃんと受け止められない気がします。

ですから、協議会を設置しますという第1稿の方針だけでは、先ほども申し上げたように、どうしても「仏つくって魂入れず」のような気がしてならないのです。

荻野委員

提言には、水質の目標が書いてあって、水質汚濁の原因をよく知りなさい、総合的な流域水管理システムをつくりなさい、水質改善のプロセス、プログラムをつくりなさいと、今、山村委員がおっしゃったような仕組みが書いてあるわけです。それを河川管理者が読まれて、出てきた第1稿は違ったものになっているわけです。

それは何故かと考えますと、河川管理者が提言をストレートに受け取れない面がた

くさんあるのです。要するに、精神はわかるけれども、自分たちの河川管理業務というのは、このように総合的には成っていないのだと、直轄管理区間について整備計画をどうするか自分たちの業務であるということです。しかし、提言は、トータルに、総括的に書いてあって、理想論と、河川管理者ができる範囲はここだという食い違いがあって、このようになるのだと思います。ですから、下水道問題は総務省に言ってくれ、水質汚濁そのものについては環境省に言ってくれ、私たちは淀川のここからここまでの直轄区間の河川整備をやっているのだということです。ですから、合わない部分が出てくるのです。

他の利水部門等も全部同じ調子で、残念ながら、提言で言っている総合的なものと、河川管理者が管理区間における整備事業とが違っているのです。提言の理念がどう生かされているのかということ、或いはどのように生きるかということ、具体的にもう少し詰めていかないといけないのではないかと思います。

三田村部会長

まさに、新河川法でその垣根を越えられるといいですか、溝を埋めろということを行っているのだらうと思います。よろしく願いいたします。

休憩に入りたいと思いますが、10分間くらいにして頂けますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、再開を4時55分とさせて頂きたいと思います。時間までに席にお戻り頂くよう、よろしく願いいたします。

〔休憩 16:45～16:58〕

庶務（三菱総合研究所 水嶋）

長らくお待たせいたしました。それでは、再開させて頂きます。三田村部会長、よろしく願いいたします。

三田村部会長

それでは継続させて頂きます。

環境は戻ることもあるということで、一応閉じさせて頂きます。今、環境の部分で、全体のところの議論が随分出てまいりましたので、次からは、全体の議論はほぼ終わったとご理解頂けると、進行役としては非常にありがたいと思います。

予定の半分以上の時間が過ぎていますが、まだ半分も行っていませんので、次々と進めたいと思います。よろしく願いいたします。

治水分野に入りたいと思います。

資料2-1では、16ページから27ページまであります。資料2-3がそれに対応しておりますので、ページ数は申し上げませんが、ご参考にして頂きながら、ご意見を頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

山村委員

全体の問題は終わったということですが、別の観点から、今まで議論されなかった意味での全体の観点からです。

我々の提言の中で、河川整備計画を策定する時には代替案を考えて、その代替案を比較考量して、どれがよいというようなことを述べて、河川整備計画の説明の時に、説明して欲しいと提言しているはずですが、一応、ダムの中にはそれをされています。いろいろ代替案を考えて、こういう意味でこれが一番よいと思っていますという説明はされているのです。ところが、この治水の項については、そういう説明がありません。

そういう代替案を検討されたのか、されなかったのか、河川管理者にお伺いしたいと思います。

三田村部会長

第1稿にそこまでのことが含まれて記述してあるかということだと思いますが、いかがですか。河川管理者側、お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

治水について、様々な事項が書かれております。例えば今回、堤防強化を行うことを大きな柱としておりますけれども、この件につきましては、従前の考え方から、何故こういう考え方をするのかというようなことを、ご説明したかと思っております。その過程で、いわば従前の考え方について、これが代替案と言えば代替案であり、そのやり方では不十分であると、従って、今回このような堤防強化というのを大きな柱に据えたというご説明をさせて頂いたと思っております。

そういう意味では、代替案についても説明をしたのではないかという理解ですが、その他いろいろなものがあります。これらについては、確かにこの整備内容シート（第1稿）の中でまだ触れられておりませんので、これから、もう少し充実したものでお示しをしていきたいと思っております。

山村委員

住民参加に関係があるのは、専門家は別として住民、普通の市民の方に意見を聴く時に、1つの案だけ出してもなかなか意見が言えないのです。しかし、幾つかの代替案を出して比較しますと、普通の住民の方でも意見は言いやすいと思います。比べますからね。そういう意味で、説明の時だけパワーポイントで説明されるのではなく、ある程度、計画書の中にこういう代替案を検討しましたと書いておいて説明してもらえば、市民としては、こちらの方がよいのではないですかという意見が言いやすいわけです。

そういう意味で、住民の意見を聴く時に、住民が意見を言いやすくするためには、各項目について代替案をこう考えましたということを入れておいて頂いた方がよいのではないかと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

説明資料(第1稿)と、整備内容シート(第1稿)がありますけれども、私どもはこれらがセットで、住民の皆さま方に説明していくツールだと思っております。そういう意味で、整備内容シート(第1稿)に、ご指摘のような、かわりの方法が考えられるものについてまだ記載されていないということについては、私どもはその作業が遅れておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

三田村部会長

お願いいたします。

それとともに、第1稿についても、表現を少しにおわせて頂くように変えて頂ければ、ご心配はなくなると思っております。よろしくお願いいたします。

もう一度もとに戻り、今日のスケジュールについてご相談したいと思っております。

ダム部分が気になります。いかほど時間をとりましょうか。それによって、ダムまでのところをスムーズに済ますかどうかなのです。たくさん時間をくれとおっしゃる委員の方はいらっしゃいますか。手を挙げて頂ければと思っております。

ダムに30分くらいとりましょうか。そうしますと、あとの部分は15分ずつでやっつけないといけないのです。よろしいですか。

川上委員

治水・防災に関してですけれども、河川レンジャー、流域センターの話です。

河川レンジャー、流域センターに関しては、委員会で私が提案させて頂いて、中間とりまとめの中で5ページほどにわたって、いろいろ考えたことを全て書き込んで、採用して頂いているのですけれども、提言作業部会の検討の中でぱっさりと整理されてしまいました。提言には最後のところに少ししか載っておりません。

それで、もう一度、河川レンジャーや流域センターの位置付けを皆さまに考えて頂き、議論して頂きたいと思ひまして、今日は資料2-1補足の2ページから、以前のものに少し加筆いたしまして、加筆したところは加筆したとわかりやすくして、河川レンジャーや流域センターの具体化の方策を考えて頂きたいと思っております。

第1稿の治水・防災の項に、河川レンジャーは一言も出てきておりません。私が提案した河川レンジャーの役割の半分くらいは、治水・防災に関する役割を担ってはどうかと考えて提案しているわけなのです。

資料2-1補足の2ページの下に、「河川審議会は、21世紀の河川整備の目指すべき目標」ということで、「日常的危機管理対応型社会」、「地域住民の主体的な参加の促進・参加機会の創出」等、5項目にわたって項目を挙げています。河川レンジャーについては、いろいろと議論のあるところだと思いますけれども、水防団が高齢化して、地縁的な社会もくずれて機能しにくくなっている中で、新たな仕組みとして考えたかどうかということ提案しているわけなのです。しかし、第1稿では3ページの計画策定のところに、主に河川環

境や環境学習という役割で書かれているだけで、治水・防災に関しては完全に無視されていると言ったら言い過ぎかもしれませんが、書かれていないという状況です。そのところ、河川管理者はどのようにお考えになっているかお伺いしたいのです。

三田村部会長

いかがですか。要するに、欠落している理由がもしおありでしたらご説明下さい。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

河川レンジャーですが、第1稿の中で触れられているのは環境学習というその一言でありますけれども、これだけの役割をお願いするというものではないと思っています。我々も、第2稿に向けてといいますか、具体的にどういう方たちにどういうことをお願いするのかということ、今、詰めているところです。

川上委員

資料2-1補足の2ページの上段に、河川レンジャーや流域センターの内容については、当委員会の委員等によってということで、委員会委員以外の方も参加して頂いても結構なわけですが、河川レンジャーや流域センター設置検討会みたいなものをつくって、役割や具体化に向けた検討を行い、早急に実現することが望ましいと書いております。

5ページをご覧頂きたいのですけれども、上の「河川レンジャーの養成と処遇について」のところ、研修なしにいきなり実務に携わるわけにもいきませんので、研修のカリキュラムも考えなくてはいけませんし、研修期間や研修の講師等についても考える必要があると思います。任期も考える必要がありますし、処遇もいろいろな仕方があるだろうということを書いております。それから、「望ましい人間像」ということで、こういう人に河川レンジャーになってほしいというようなことも、少しつけ加えております。

そういうことで、検討会を是非オープンにして、委員会の委員だけでやるのではなく、参加したいという意思を持っている人にも参加して頂いて、皆さままで考えて作り上げて、具体化していくようにしたいと思います。

三田村部会長

今の川上委員のご意見、ご提案に関して、大きな反対意見がないようでしたら、第2稿が20日に出来ますでしょうから、そこに反映して頂ければと思います。もちろん部会の意見として委員会で出すわけですが、それを待つよりも、管理者側としては時間的にも急がなければならないと思いますから、皆さま方にご異論がなければ、反映して頂くように努力して頂ければと思います。

塚本委員

先日初めて若者たちとの話し合いをやりました。委員会で皆さまと討論したり議論したりというのは初めてだと思います。

私はこの河川センターというのは継続でよいと思います。というのは、本当にやっていく中でしか、何故必要かということは起こってこないと思います。場合によっては防災等だけの範囲であればよいのですけれども、この河川センターというのは本当に優秀なものができる、全部が影響するという考え方もできるわけです。いろいろな議論の中で、或いは住民の人たちやいろいろな分野の人たちの話の中で、これは必要だということになってきた時に、具体的にしていってよいかと考えます。

村上委員

今、川上委員が、河川レンジャーが治水のこともきっちりやるべきだとおっしゃっていましたが、地元の人がそれをやっていくということに関しては、私は全く賛同しています。河川レンジャーに関していつも私はいろいろ言っています。こういう人がいてくれて、こういう仕事をしてくれたらよいというのは、全く私も同感なのですが、制度の運用をどのくらいの細かさとするのか、学区に1人くらいいてもらうのか等を考えた上でやらないと、例えば広い流域に1人だけいるというのは役に立たないわけですし、そこは詰めてやる必要があると思います。

まず、防災のことに関しては、やはり今、水防団という組織があるわけですから、それを生かしてもらうことが大事だと思います。防災に関して問題なのは、私自身の経験からも、その地域での災害の記憶というのが、完全に断絶していることが多くて伝わってないことだと思われま。防災という意味では、消防は学校でやるわけですから、水に関しても、学校との連携は非常に大事ではないかと思ひます。

そういう意味で、例えば、学校で地元をよく知っている水防団の人が話をしてくれるだけでも非常に伝わるものがあると思います。学校との連携は、防災教育という意味では、検討して頂く価値があると私自身は思ひます。

もう1つは少し話が変わるのですが、洪水被害ポテンシャル低減協議会でしたか、長くでこれも覚えにくいので、この名称は何とかならないかと思ひます。

三田村部会長

村上委員、少しお待ち頂けますか。先ほどの川上委員の部分をやっつけておきたいと思ひますので、後で求めます。

川上委員

もう一度、資料2-1補足2ページから何ページか中間とりまとめに加筆したものを、よくお読み頂きたいと思ひます。自分で読み返してみても、結構よいこと言っていると思ひたのです。最初はもう1回書きかえようかと思ひたのですけれども、その必要がないと思ひました。皆さまにもう1回よく読んでもらいたいと思ひます。そして、考えてもらいたいということでありま。

嘉田部会長代理

意見です。

川上委員が出して下さったものは、国の方の、河川法改正までの委員会であるとか、或いは今全国でやっている川の日ワークショップであるとか、その辺りで議論されていることを、短くまとめて頂いているわけです。これは、ある意味でビジョンとして大事だと思いますが、そのステップも一緒に書き込む必要があると思います。そのステップが、先ほど塚本委員が言っているように、具体的に現場で何が起きているのかということ等を含めて、調査が必要だと思います。

私は、滋賀県の河港課に、地域にどれだけ水防組織があるか尋ねたことがあります。水防組織と名を出してないのですが、滋賀県は3,300自治会があるのですが、自治会の中に堤防委員や河川委員、或いは組で水防委員がいて、それぞれ太鼓を鳴らして知らせる、或いは私どもがよく知っているところでは、大体水防組織というのは若者の祭り組織とセットのところは伝統的には多いのです。つまり、若者が祭りをし、力がある、そういう組織が例えば川で特別な、一種の利権というのでしょうか、竹を切るための権限、或いは木を切るための権限をもらうなど、そこで上がる収益を自分たちのものにできるから、いつも川に見に行っているという川とのつながりの中で、いざ大雨という時に水防活動ができるわけです。

地域社会というのは大変巧みな知恵を埋め込んでいるのです。ところが、それが十分調査されておりません。最近ではサラリーマン化して地域社会自身が変わりつつあるのですけれども、そこを是非調べて欲しいのです。既にある組織でしたら、そういうところをうまく生かしながら、流域センターのようなところに持っていくことが大事です。もう一つは、先ほど村上委員がおっしゃった、水害の知恵が若い人たちに伝承されていないので、これもしっかりと調査をするということです。実は、調査というのはデータが重要なものではないのです。プロセスが重要なのです。そこで、このような聞き取りをされたとか、このようなことが話題になっているという、いわば調査のプロセスの中で、本気で関わってくれる人たちが出てきて、例えば私ども、ホテルの調査を3,500人でやったのですが、滋賀県内、今やホテルファンがいっぱいできてきました。

ですから、水害なり水防というのでも、調べることをしながら、何がどうあったのかということを実際にデータにしながら、本気になる人たちが5年、10年のうちに増えてくることによって、その人たちが河川センターなり河川レンジャーの主体になっていくという、まさに山村委員がおっしゃっていたステップ・バイ・ステップを、ソフトのプログラムで組んで欲しいのです。物をつくることだけがプログラムではないのです。人がその気になって、組織が動いていくというのでも、ある意味プログラムがありまして、教育学や社会学でもその辺りを研究しておりますので、それをこの具体の中に入れて欲しいのです。

ですから、川上委員のこの提案は大事なのですけれども、直接これに行く前のステップを、河川整備計画の中に入れて頂けたらと思います。ソフトの事業にもステップ・バイ・ステップ、つまり、調査、研究があるということを入れて頂きたいと思います。

三田村部会長

申し訳ありませんが、予定の15分間が超過しておりますので、有馬委員の意見を最後にして、治水をまとめて次に移りたいと思います。

有馬委員

河川レンジャーの重要性は、十分認識しておりますが、河川整備計画に一言入れておいて欲しいのです。

今ある淀川水系ではゴルフはできる、野球はできる、バーベキューはできるということで、もう恐ろしいということは全くなくなってしまったのです。そういう、住民の認識を招いてしまったことに対して、反省の言葉があつてしかるべきではないかと思います。今さら川が恐ろしいとって、河川レンジャーをつくらうとって、全然本気になれないと思います。

川が恐ろしいところではなくなって、恐ろしいという住民の認識を失わせた、そのところを河川整備計画の中へ盛り込んで頂いて、後を続けて行って欲しいと思います。

これは提言のときにも言ったのですが、全然入っていませんので、是非入れて下さい。提言を乗り越える意味で河川整備計画の方へ入れて下さい。

以上です。

三田村部会長

まとめさせていただきます。まだ消化不良の部分がありますので、後程文書の形で川上委員、或いは村上委員から頂きたいと思います。それも含めて、第2稿で河川管理者側として判断して頂いて、表現を入れて頂くか、改めて頂くか、お願いします。また、それに対してこちらでコメントがあろうかと思ひます。部会でもまとまっておりませんので、管理者側としてのご判断を頂きたいと思ひますが、よろしいですか。

次に移りたいと思ひます。利水分野に入ります。いかがでしょうか。

荻野委員

利水のところは治水に比べるとたった1ページしかないの、何でこんなに少ないのかという気がしています。治水でも同じ構造を持つのですが、治水や利水における被害者というのは非常にはっきりして、加害者と被害者の関係が非常にはっきりしているということがあります。一般の関係住民と行政との関係も、意見の対立も含めて、今回のこの議論の中でも論点が明確に出ていると思ひます。要するにイエスかノーかということが非常にはっきり出るところなのです。

ですから、このイエスかノーかを徹底的に議論できるような仕組みを、この住民参加のいろいろな仕組みの協議会の中につくっていかねばいけませんし、説明会、討論集会でも、イエス、ノーをしっかりと議論できるようなものをつくっていかねばいけません。例えば、行政に対して一般住民が反対というか、賛成していないところがあります。公共土木事業が必要だからやっている、公共事業を推進しようという方向と、それ

はもう要らないという意見とが、非常にはっきりと対立が出ています。

治水も利水も、計画中の5ダムについては、一切この中には書いておりません。ダムのところでまとめてやろうという書き方になっています。今日の最後にダムについての議論があるかと思いますが、ダムだけ単独に必要などうかは議論できないわけで、治水上、ダムに依存するのはこういうところだ、利水の5.4のところ、ダムを必要とする理由はこうだということは明確に書かないと、議論ができないと思います。

利水について言いますと、精査確認ということが一番にあるわけですから、精査確認のやり方はこのようにやりますということからスタートして、その結論として、将来的には利水に穴があいているのだという結論を持って頂いて、そこについて関係住民プラス行政、地方自治体との関係を、ディスカッションの場をつくって頂きたいと思います。

山村委員

資料2-3の2.3の利水の22ページです。5章の具体的整備内容の5.4の利水の(3)に、農業用水の慣行水利権について水利用実態把握、法定化の促進ということで書いておられます。荻野委員も私も大体徳川時代からの慣行水利権の研究をしているのですが、慣行水利権の内容について誤解があるのではないかと思います。

まず、法定化の促進というのは、慣行水利権を許可水利権に切りかえるという意味のようにも考えられるのですが、それは後でまた説明して頂いたらよいと思いますが、河川整備の方針の中にも、水利権の見直し、用途間転用の水利用の合理化に努めるということは書いてあるのですが、許可水利権と慣行水利権とは違うのです。どう違うかといいますと、慣行水利権というのは、当該受益の地に必要なだけの水を取る権利であって、許可水利権のように毎秒何トン取水するという権利ではないのです。

許可水利権ならば、許可された毎秒あたりのトン数を取ることができるのですが、慣行水利権は、農地が減ればそれだけ水を取る権利は減ってくるのです。極端に言えば、法定化しなくとも、結局、用途間転用というのは当然認められるものですから、その辺をどのように考えておられるのかですね。これは荻野委員も専門ですから、私の考え方が間違っていたら、言って頂ければと思います。

荻野委員

許可水利権と慣行水利権は、成立時点が違うという意味合いがありますね。すなわち、明治29年の旧河川法時点で既に成立して、社会的に認知された利水については旧河川法において許可を受けたものとみなすとあります。一言で言うならば、慣習法に基づいた権利ということで、慣行水利権ということになっているわけです。水利権として認められ、認められたものとみなす、みなし水利権というわけですから、許可水利権とは意味が違います。

時間的に非常に早い段階で成立したものですから、いわば強い権利を持つという、河川法上そういう仕組みになっているわけです。そういう古い水利権は、農業用水が殆どですが、当然明治29年以前にでき上がった工業用水上水道も慣行水利権となっているので、農業用水そのものを指したものではないということが1点です。

それから、今、山村委員がおっしゃったように、水田がなくなると自動的に、その取水するものはないから、その分だけは減るということも一面にはあるのですが、もう1つは、用水配分システムということの説明しなければいけないのです。用水量そのものはそんなに比例的には減らないという面もあります。農業用水は多面的利用といいますか、地域の水循環系、或いは消防用水、消雪用水、生態系保全や景観保全等いろいろな意味合いを持っているので、単純に減らしてよいというものでもないということは、提言で書いて頂いております。

問題は、第1稿で「法定化」というのは、何か法定でないような、もぐりでやっているような表現になっているので、河川管理者としてはこういう言葉をお使いになるのはまずいのではないかと思います。何度も言っており、直してもらってはいるのですが、また表に出てくるので、法の番人が行政ですから、しっかりと書かないといけないと思います。

農業用水を上水道、或いは工業用水に転用することは大事な手法ですので、具体的な転用の仕方を提案しないと、河川管理者としては、そういう精査もしてないのかということになりますので、ダムを提案する時には必ずそこをクリアしてからやっていかなければいけないのではないかと思います。

以上です。

三田村部会長

わかりました。荻野委員は利水部会にも関わってらっしゃいます。むしろ住民参加よりも利水の方に、今のご意見はシフトしていたように思いますので、そちらの方でも是非おっしゃって頂きたいと思います。

山村委員が、誤解があるのではないかとおっしゃった部分だけ、河川管理者からご説明頂きたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

慣行水利権そのものの考え方につきまして、山村委員がおっしゃっているようなことで誤解はないと思っております。ただ、農業用水の慣行水利権ということと言いますと、田んぼの水ということを前提に考えていますので、ここにも書いてありますけれども、用途間転用等をした時に、冬場で全然取っていない慣行水利というのがあちらこちらに存在しておりますので、その部分をどういう形で転用なり何なりしていくかという部分が、今ネックになっていると思っております。

明治29年以前は、ポンプはなかったとは思いますが、ずっと取ってこられて、取ってこられた量をまたポンプ等で取っておられるというような実態もありまして、水利用の実態の把握につきましては、慣行水利で取っておられる方に協力をお願いしているというのが、実状です。

先ほど話にありましたように、受益農地に必要な水がなくなれば、まさしくなくなることになります。そうすると、大阪市等の辺りは、昔は何千町歩あったのが今は殆どありませんので、その水、農業用水が不要だろうという話になろうかとは思いますが、しか

し、維持用水なり、先ほど荻野委員がおっしゃったような形で、田んぼがなくなってもそこまで水を運ばなければいけませんので、水路にどんどん水を入れておかないと、その部分が水を取れないということもありますので、その部分等も入れて実態の把握を考えているのが事実です。

以上です。

三田村部会長

あと、ご議論ありましたら、利水部会で是非お願いしたいと思います。

本多委員

住民参加の立場から、資料2-1の利水の28ページ、水需要の抑制と湧水への対応、4と5についてちょっと発言をさせて頂きたいと思います。

利水といいますと、施設に頼って、水利権を確保していくという形が今までのやり方であったのではないかと私は思いますけれども、多くの市民の皆さまが、蛇口の向こうには水道局があるのではなしに、川があるのだと、また、蛇口をひねったその下には流し台があるのではなしに、実は川があるのだということ意識して頂いて、水の利用を、湧水や水需要の抑制といったことを心がけて頂けるような、ライフスタイルを変えていくという取り組みが必要なのかなと思いました。

前日も、ダムの問題で、水利権の一部をどこかへ移して、治水容量を上げるというような話もありましたけれども、施設ばかりに頼るのではなしに、市民の皆さまの努力によって水利容量を少しでも下げて、治水容量を増やしていくなど、そういう意味で考えますと、市民の皆さまがどのように、湧水や水需要の抑制に協力して下さるかというのは、大きな意味を持っていると思います。

そういうことをやっていくためにも、先ほど川上委員がおっしゃっていた河川レンジャーが、ただ単なる環境教育や自然教育というような範囲から、もっと川との関わりを通じて自分たちの暮らしを変えていけるような取り組みにまでなっていかなかったら、水需要を抑制したり、湧水対策をしたりするという部分に市民が大きく参加していくことにならないと思います。これからは、川の問題は市民と一緒に、住民参加で川づくりしていくということですから、川のそばに住んでいない人にも、蛇口の下には川があるのだという意識を持って頂くことが、私は大切な取り組みであると考えます。そういう意味では、河川レンジャーというのは重要だと思います。いわゆる水防団の役割ではないような部分も秘めていると思います。

三田村部会長

大事な理念だと思います。

申し訳ありません。次に移らせて頂きます。よろしいですか。利用分野です。

山村委員

先ほどから言っているのと同じようなことなのですが。利用の5.5.1の水面の項、資料2-1からいきますと30ページに、淀川水面利用協議会とあります。環境・利用部会でも言っていましたけれども、淀川水面利用協議会の中に住民側の参加ということが書いてありません。あとの瀬田川の分については、「地域住民等からなる」と入っているのですけれども、上の方の、既存の淀川水面利用協議会というのは、住民の代表の方が入っておられるかも知れないですけれども、それだけで住民参加ということが言えるのかどうか、疑問があります。

既存の協議会には、仮に住民の代表が入っているとすれば、どういう人が入っているのかお尋ねしたいのと、それから先ほどの件と同じで、これだけで住民参加ではなくて、この協議会自身でやるのかどうか問題はありますけれども、仮にこれでやるとするならばその活動過程でどういう住民参加が行われるべきかということをお聞きしたいのと、協議会の運営過程の住民参加ということ、この中に入れるべきではないかということをお聞きしたいと思えます。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

既存の組織の中に住民の方がどういう形で入っておられるのか、今はわかりかねますので、確認して、また報告させていただきます。

畑委員

先ほど来、この協議会に関しましていろいろご意見が出ていますのですけれども、管理にも関わる問題、それから計画に関する問題で持続的に住民の声を聞いていくことが非常に重要です。基本的な問題点を協議するだけではなく、必ず市民の声を聴く機会、アンケート等の機会を設け、それに応える組織というのが継続的にあることが、管理、或いは事業計画をさらにすぐれたものにするために必要だと思います。そういう大切な声をどのように反映させるか、市民のご意見を参考にしながら計画を修正していけるかが重要です。各協議会の1つの協議項目としてこのことを明確に位置付けておくことが大事だと思います。

それが、住民の声を聞き、住民の参加を持続的に進める方法だと思います。ホタルの話等いろいろあり、そういうところに補助をすべきだという話が出てきますのも、やはりそういう声を参考にして、どのように取り上げるかという問題ですので、その点をご考慮頂ければと思います。

山村委員

5.5.2の河川敷の項ですけれども、ここでも、地域ごとに河川利用委員会を設置ということになっているのです。そこで先ほどの水面利用協議会と、河川利用委員会との関係ですけれども、地域ごとに、河川利用委員会の権限の範囲内の分は、この水面利用協議会からは外れるという意味なのか、その辺がわからないのです。それがまず第1点です。

それから、地域ごとに河川利用委員会を設置するという場合に、住民参加のことについては、その左側に「一方では、住民や自治体等からはグラウンド等の施設に対する要望が強い」、これはそういう意見が出ているということで、個々の事案ごとに学識経験者、沿岸自治体関係者や地域住民等の意見を聞き、判断することになると書いています。ですから個別の案件ごとに、例えば、公園の河川占用許可の更新の時に交互に意見を聞くとなっているわけですが、ここでいう地域住民というのは、公園の付近の人の意見だけなのではないでしょうか。付近の人ならば、続けて欲しいということになるわけですが、その場合には、地域住民ではなくて、もっと一般の自然保護団体の意見も聞く等のシステムをこの中に入れるべきではないかと、それが第2点です。

河川管理者（近畿地方整備局 水政課長 井村）

水面利用というのは、まさしく水面、水の上でマリンスポーツをされる方を想定しております。河川利用委員会は、河川敷と書いておりますので、高水敷を利用して、ゴルフ場や公園等を利用される方を前提にしておりますので、そこで区別されると理解しております。

地域ごとにどのようになるのかということですが、これは第2稿でまたご意見をお伺いしようとは思っています。各河川に、環境の先生方、都市計画の先生方、流域の自治会、一応府県単位くらいで考えているのですが、その関係の方々に出てきて頂いて、それぞれ、ある部分のグラウンドが申請された場合に、よいか悪いかを検討して頂くということを考えております。

河川利用委員会となっておりますが、前回の委員会で保全がないということでしたので、この名称も変えさせてもらおうと思っているのですが、河川利用委員会で関係住民に意見を聞いて頂くということを考えております。従いまして、申請者と河川管理者は入らない形で話を頂くことを今は考えております。

住民参加の部分につきましても、河川利用委員会の中で、関係住民の方に広報等で知らせ、こういうことがあるので意見のある方は言って下さいという形で広く問うようにするのがよいのではないかと案を持っておりまして、これらにつきましても、また環境・利用部会の利用検討班が開催されるのであれば、そこで議論をして頂ければと考えております。

三田村部会長

委員会ばかりで、果たして人材がいるのかどうか心配です。

有馬委員

今の河川敷のところ、4.5.2河川敷、整備方針の(1)利用についてです。環境・利用部会で言うことも知れないのですが、水質のモニタリングや環境のモニタリングに住民が参加してがんばっていかうというのですが、そういう新しい考え方にしては弱々しいという印象を持ちます。4行目、ちょうど黄色がつけてあるのですが、「しかしながら、一

方では、住民や自治体等からは」という文は要らないと思います。グラウンドやゴルフ場をつくったことで防災の気持ちさえ失わせたという反省に基づけば、これは当然要らないわけです。ですから、この4行はもうとってしまってもよいのではないかと思います。でないと、住民参加の水質モニタリング、環境のモニタリング、アセスが生きてこないと思います。

三田村部会長

そここのところは幾つかの議論があろうかと思いますが、環境側から見た利用の問題、或いは狭い日本の利用の仕方というのもあるかと思いますが、ご判断頂かなければならないのかもしれないと思います。それに対してまた第2稿で有馬委員にご意見を頂くというのがよいと思います。

川上委員

ダムの問題に入る前に、様々な協議会や委員会について意見を述べたいのです。

淀川水系流域委員会の提言の理念や精神や考え方が、果たして協議会や各種委員会でどのように連続性、或いは整合性をもって実現されていくのかということの保証がないのです。委員会の提言の趣旨と全く違う結論が、各協議会や委員会で決議されて実行されていく可能性もあると思います。そこが非常に心配なのですけれども、河川管理者としてはその辺はどのように取り扱われるのかお伺いしたいと思います。

三田村部会長

確かに心配ですけれども、見守るより仕方がないとも思いますが、いかがですか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉）

様々な協議会、或いは委員会等ができますけれども、そういったところでの協議の状況がどうなっている、どういうことが決まってどういうことがなされているかということについては、当然この流域委員会の方にお話をさせて頂くと考えております。うまく協議が進まない、これはどういうところが原因なのかということも含めてご報告をして、またいろいろアドバイスも頂きたいと思えますし、このシステムではよくないということになって、また別の方法を考えるということもありましょうし、あとはもう協議会や委員会の話だということではないと思っております。

塚本委員

もともと河川整備計画原案の中でも、継続、検討中、中止という言葉があります。恐らくこれはやらないと、協議会なり何なりやってみないと、実際の具体に対しての対策は考えられないですね。そういう意味での協議会的な、或いは検討委員会的なで私はよいと思います。もっと言ったら委員会自身がもう少し違う形で評議会的なものになっていかないと、うまくいかないと思います。けれども、これは全部プロセスだと思います。初めか

ら、これがどうつながる、これはどのような権限が与えられるのかではなくて、やってい
きながら、消えたり出たり、伸ばしていったりということが出てくるのではないかと考え
ています。

三田村部会長

閉じてよろしいですか。

では、ダムに移りますが、ダムは何が何でも15分までには終えないと、この会を6時半
に閉じることができませんので、よろしくお願いいたします。

嘉田部会長代理

ダムの議論は、1つずつ技術の問題もあるのですが、その前に、大きな構造のところ
で多くの住民の人たちが直感的に感じていることというのが、意外と大事だと思っ
ているのです。

その直感的に感じていることの1つは、必要性がころころ変わるということです。長良
川でもそうでしたし、吉野川でも、川辺川でもそうでした。また今回、丹生ダムや日吉ダ
ム、川上ダムでもそうなのかと思ってしまいます。かつて利水と言っていたのが治水にな
り、今や環境保全としてダムが必要だと、ころころ変わってしまうことに対して多くの
人が直感的に、おかしい、何でそんなにたくさんお金を入れたいのだろう、きっと裏に何
かあるに違いないと勘ぐってしまうのです。この辺りは是非とも総論としてどこかに明記
しておきたいと思います。つまり、必要性とはだれがどう決めるのかということです。そ
の必要性をあくまでも河川管理者側からだけ出してくることに對する疑問です。

2点目が、これも多くの人が直感的に感じていることですが、先ほどの利水のところも
そうですけれども、水というのは、水需要管理とつながるのですが、使い回せば10が100
になるのです。使い回さなければ100はゼロになってしまうのです。そういう政策をいわ
ば国土交通省、旧建設省は過去30年やってきているわけです。直接的には、ダムを遠いと
ころにつくり、1回使ったら流域下水道でいわば捨てるという形で、水の使い捨て社会を
構造的につくっているわけです。ですから、同じ100tの水があっても、100km先に流域下
水道で捨ててしまったら途中はゼロです。それを10kmごとに10回使ったら10倍になるわ
けです。こういうことは皆、地域の人には経験で知っております。

その辺りも、基本的にダムや利水、或いは基本的な政策に対する疑問があります。その
辺りを少し考えて頂いて、いわば水政策なり水哲学そのものがこういうダム議論の中等に
入れて頂くと、少し社会の信頼は得られるのではないのかと思います。

哲学的というか構造的なことかもしれませんが、この2点を意見として言わせて頂きま
す。

三田村部会長

申し遅れましたが、ダムの部分に関しましては、資料2-1の38ページの左のページが
確認できておりません。5つのダムのご説明を頂くということでここをペンディングにし

ておりましたので、「検討の論点」についてもこれでよいのかどうかをお考え頂ければと思います。

他にご意見ありませんでしょうか。この前の委員会での5つのダムのご発表に対してでも結構です。

山村委員

この前の委員会で、ダムの説明がありまして、一応我々の提言に沿って代替案を考えられて、それぞれ費用効果みたいなことを出されたわけです。ただ、あの説明のプロセス自体があまりにも簡単過ぎました。

例えば、代替案として、水田を遊水池に利用できるようにするために畦畔、あぜを高くするという点についてもいろいろと説明があったのですが、これは非常に時間がかかり、住民の同意を得るのは非常に難しいというご説明でした。それだけで不可能だとおっしゃったのですが、もう少し詳しく、何故こうなるのか、費用が高いとか、この代替案は何故不可能なのかということについての説明があまりにも簡単で、我々には納得できないというところがあります。そこを、例えば住民説明会で説明される時には、何故あぜを高くしてやるのについては駄目なのかという理由を、もう少し詳しく説明されるべきではないかと思うわけです。

委員会の時も申し上げたのですが、費用効果分析をいろいろやられておられるのですが、第1点は、費用効果分析と費用便益分析と両方すべきであるということです。行政評価法に言われた費用効果分析なのですが、費用効果分析だけとられても、この前言いまして、既にもう投入してしまった用地買収費とか工事費は算入されていないですね。これから要する費用だけを上げられて、一方、代替案の場合には、新たにやるべき時はこれだけかかりますという形の比較はされておられるので、もう少しきっちりとコストエフェクト等を説明してもらいたいと思います。例えば、ダムの寿命は40年くらいとされておりまして、その償却費等いろいろなものが要るわけですが、そういうコストの説明もありませんでした。

もう1つは費用便益の方で、環境に対する影響ということで、ダムをつくった方がこれだけ環境に影響はよいのだという説明はあったのですが、ダムをつくったらこれだけ環境が悪く、マイナスのコストがあるという説明はあまりなかったのです。ですから、もう少し公平に丁寧に説明してもらわないと、住民としては、極端に言うと誘導みたいな形の説明になってしまうと思います。説明会の時には、もう少し公正に、客観的に判断できるような説明をしてもらわないと困るのではないかと思います。

三田村部会長

一委員として、私も意見を述べさせて頂きたいと思います。

前回の委員会で、不満が残りますという表現を私はいたしました。住民参加部会を進行していく者として、私はやめざるを得ないのかなということまで覚悟いたしました。

その理由は、4月の川上ダムの見直しの説明の時に、これまでの経緯から地元合意を得

るのは実態的に不可能ですという説明で簡単に終わってらっしゃるのですね。そうではなくて、住民の意見をもう一度聞いた結果、やはりこうなのだと言ってくれませんか。少なくとも言って欲しかったのです。ところがあくまで想像で、無理と決めつけていらっしゃるのです。それでは住民参加のあり方が何もありません。ダム以外でもこれで全部片づけられるとすると、住民参加部会を進める者としてやめざるを得ないかと覚悟いたしました。こういう表現だけはやめて頂きたいと思います。やって頂いて、最悪の場合ですが、それでも難しいという表現にして頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

本多委員

ダムについては前回、前々回の委員会で、全てのダムが見直し、検討になると河川管理者から説明がされたと思います。私は、住民参加という視点からいえば、ただ単に河川管理者が見直すだけでなく、住民が参画して一緒に見直していくことが必要ではないかと思えます。

先ほども触れましたけども、治水の問題でも、住民の皆さまの協力によって、治水容量を増やすことや、利水容量を極力節約すること等できるわけです。住民が参加して決めていくという部分が、たとえ薄い、効果のないようなことであったとしても、盛り込まれた結果、治水容量と利水容量がこうなりましたというような部分の中に入れて欲しいと思えます。

工事関係者だけが何かやることで解決しようというのではなく、住民が参加して、薄いけれどもこの部分は住民の努力でこうしましたというようなものが盛り込まれた見直し案を作成して頂きたいと思えます。それにはやはりダムの見直し、検討の中で住民も加わり、一緒に川づくりをしていくという観点からやって頂けたらと思えますし、現実には、余野川ダムではダムについてのワークショップも過去に開かれたことがありますから、住民が参加してやるという部分もあるはずで、何も一緒にコンクリートをこねてダムをつくらうという話ではないわけですから、住民が関われる部分があるはずですから、住民も参加してダムの問題を考え、見直していけるようにして頂きたいと思えます。

荻野委員

利水のところでも言いましたけれども、精査確認という手続がまだなされていない段階で、嘉田委員がおっしゃったように、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようという整備計画案と、提言に書いてある理念とが基本的に違っているのではないかと思えます。精査確認をきちっとして、利水部門においてダムの目的をどうしても変更しないといけないということでしたら、説得できる気がいたしますが、何故精査確認をしていない段階でダムの目標、目的を変更してしまうのか、変更してまで新設ダムをつくりたいというのか、その辺が変だという気持ちを皆さまに与えてしまったのではないかという気がします。これが1点です。

もう1点ですが、ダムは大きな建設コストがかかります。1つのダムについて何千億かかるかわかりませんが、今後の住民対話集会の時にはその建設コストをきちっと言って、

このコストを住民の方々、国民の皆さま、負担して下さいと説明しないといけないと思います。

何故かといいますと、日本は今、大きな財政赤字と経常赤字を抱え、財政事情が大変な状態です。バブルの時代に計画されたこれだけ大きな公共事業をやらなければいけないという理由を説明しないといけないと思います。必要はあるけれども実力がないという面も説明してほしいと思います。

現在の経済の実力というものを理解した上で、住民との対話をどのように持っていくかを頭の中に入れて頂きたいと思います。今の日本の経済事情は、何でもやったらよいというほどのフリーハンドを持っているわけではないと思います。そのところをよく住民に対して説明してもらいたいと思います。

2点です。

嘉田部会長代理

全体の総論に近いところなのですが、私も20年行政の中におりましたので、行政組織の中におりますと住民参加というのはとてもしんどいのです。評価されないのです。例えばダムをつくるというのは既にプロセスが見えているわけです。技術が確定しているわけです。一生懸命図面を引きながら5年、10年努力したら成果が見えるのです。

この努力したら報われるということが、今テレビで話題になっているプロジェクトXです。私はプロジェクトXを見ていて、これは日本人のいわば中高年の男性には受けるだろうなと思っています。申し訳ありません、「プロジェクトXおじ様症候群」と名づけたと思っていますのですが、プロジェクトXおじ様症候群の中で、女はいつも影で支えて、病弱の妻が影で、或いは妹が、恋人がとなっています。こういう日本社会そのものの価値観が今問題とされています。この間、25日に若い人たちが新しい価値観が必要だと言って下さったのは、その辺りにあるのです。

プロジェクトXで物が見える、物ができたというのではなくて、いわば影で泣く女たちがどういうことをやってきたのかに目を向けて欲しいと思います。先ほど三田村委員が言っておられた、例えば、ダムをつくるかわりに遊水池を考えたらどうなるだろうという時に、川上ダムの下の方で、遊水池で苦労した親友がいるのです。彼女の話をお聞きすると、遊水池の担当ですが200戸ほど承諾をもらうのに地区で会合をして、それぞれの意見が違う、まして自分の土地に関することから、地役権者に対してそれは大変な苦労をしました。行政にはどなられるし、ばか呼ばわりされるし大変だったということです。その中で地道に目に見えないところで遊水池をつくってきたという苦労があるわけです。そういうソフトの目に見えない苦労を評価するような行政システムにならないといけないと思います。社会全体もそうならないといけないと思います。

ですから、その辺りも含めて、プロジェクトX症候群から少し出て、住民参加はしんどいけれども、ここをやらなければ日本社会は次の道が開けないというくらいのことを、行政の担当者に覚悟して頂きたいというのが、今日、住民参加の全体の中の総論として申し上げたいことです。

塚本委員

嘉田委員とも意見が近いのですけれども、この前のダムの説明は、ある意味ではあれが行政の河川局におられる一役割の方の説明だということで非常に参考になりました。

というのは、私は住民こそはという狭いことを申しましたけれども、実は住民自身がいるいろいろな実態を持っていて、実現してない、或いは不合理さを生んできたのも住民なわけです。極端に言えば、お金をマイナスにしたのは住民です。そうすると、ここはどうしてできないのかということを実際に今後お互いに話し合うことが必要です。それには理想というか、実現できるプロセスをお互いに高く持って、それをやっていこうということがあってこそ、やっていけるものだと考えます。

住民というのは、逆に言えば、行政がどういう状況でどのような立場にいるのかということも知りながらお互いにやっていかないと、ステップを踏めないのです。住民と言った場合、皆さま、こうあるべきだというように住民が善のように言いますが、実はそうではないのです。住民の実態こそが今後最も大事な部分なのです。

もう1つ言いたいのは、例えば、川を広げるために農民の人が1回も2回も移動しました。この人たちの村を思った時の深い気持ちですね、それは自分のためではないのですよ。下流の方、上流の方のために何とかしたいという気持ちがあったでしょうし、ダムをつくりたいという方にも、どうしても被害を受けたくないという深いものがあると思います。その辺のレベルまで理解していかないと、入っていかないと、実現していかないものだと考えます。

小竹委員

川上委員の河川レンジャー、それから塚本委員のご意見なのですが、私らが下流を含めて一番実行しているのは、官民一体の人のネットワークをどうするかということで、これが一番基本になると思います。平生からいろいろな意見を交わして、どこに問題があるかという意味で、私はこういう表をつくってきました。

官庁の皆さまは、警察、全部含めても4、5年もおいでにならないのです。必ず変わってってしまうのです。そうしますと、その約束はどうなっているのかということになります。いつの間にか変わってしまっていて、今の表現に誤りが出るとならないように、これだけ貴重な時間を使って委員の方に立派な討議をして頂いたことを永続的に次の世代に伝えなければなりません。

よく塚本委員もおっしゃるのですが、20年先の日本の子供さんのためにどう役に立っていくかというくらいのつもりで取り組んで頂きたいのです。発展途上国の子供は一生懸命川へおりて、水を1日に3時間も4時間もかかって運んでいます。それを、今の小学生は蛇口をひねったら簡単に水が出てくるような変化、これは何も変化するのがいけないわけではなく、その流れの中で次の世代をどう育てるかという目標のために、私は淀川フォーラム実行委員会を淀川区の中でつくって、官庁の皆さまと絶えず、極端に言うと2週間に1遍くらいは話し合います。そうすると、官庁の皆さまの困っている部分、一般の庶民の

皆さまが考えておられる部分は、討議というようなものや反対運動等ではなく、どこに落としどころがあって、無駄な費用を使わずに展開していくかということについていつも考えています。

あとは庶務の方へ渡しておきますが、こういう1つのモデルの中に、各地でいろいろな立派な組織を動かしている皆さまが大勢おられますから、それを横にどうつないでいくかが宿題になるのではないかと思います。

川上委員

最後に、今、小竹委員がお話しになった流域フォーラムですね。協議会、或いは委員会に住民代表を入れるという形式的な住民参加では、提言の趣旨は生きないと思います。やはりそこに関係住民、流域住民がだれでも参加できる開かれた流域フォーラムや地域フォーラム的なものが協議会や委員会と並列して設置されて、初めて実行があるのではないかと、このことを改めて提案したいと思います。

三田村部会長

私は消化不良なので、最後に委員として管理者側に聞きたいことがあります。

まさにこのカラスプラザで提言の説明会を一般の方にした時に、ダムのところ、ある一般参加者の方が住民の社会的合意とは何なのかとおっしゃって、完全合意はありませんと答えた覚えがあります。

「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考える全ての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織等を含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」というように提言してあるのです。

ところが、説明資料(第1稿)にはこれに対応する部分がないのです。26ページの第1稿の2つ目の丸がこれに相当すると思いますけども、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」と書いてあるのですね。

住民の社会的合意という提言が欠落しているのです。何故欠落したのか教えて頂きたいと思います。これは私の責任でもあります。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 児玉)

同じような指摘をどこかのタイミングで頂いたと思いますが、その時と同じことを申し上げるかもしれません。ダムもそうですけれども、全てのものにわたって住民の合意を得て、実施をしていくということになるわけです。今、私どもが流域委員会という場で委員の方々と議論をしていること、或いは住民の方々と様々な意見交換をすること、こういったことを経て住民合意を得ることになると思います。

どの点で住民合意に至ったかという判断は、大変難しい問題であるのですけれども、そ

れは当然ダムも含めてだという認識であります。

この点については、説明資料(第1稿)を出した時に、最初に頂いたご質問の中に「妥当と判断される場合に実施する」とあるけども、この判断基準は何ですかというご意見を頂きました。

川端委員からのご質問で、回答は紙面でお返ししているのですが、その時に私の方から出させて頂いたのは、流域委員会、地元自治体、住民と様々なご意見を聞きながら、提言の4-6「ダムのあり方」に記載されているような事項や、住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断しますというお答えをさせて頂いておまして、十分にこの点については認識をしております。

三田村部会長

第2稿で是非反映して頂きたいと思います。

私はガス抜きをさせて頂きまして、申し訳ありませんでした。今までのところを閉じさせて頂いてよろしいですか。

川上委員

合意形成については、皆さまのお手元に今日配られております一般意見の聴取反映方法の11ページに、哲学者の内山節氏の文章を引用しております。

是非ご参考にして頂きたいと思います。

三田村部会長

まだ言い残した方がいらっしゃると思います。文書で庶務の方に提出して頂きたいと思います。今日の部分で誤解があったりして、言い足らなかった方がいらっしゃいましたら、ここでちょうだいしたいと思います。

よろしいですか。是非文書でお願いしたいと思います。

少しスケジュールのことをお諮りしたいと思いますけれども、委員会までにもう1回は開かないでよろしいですね。もう不可能だと思います。

委員会までの住民参加部会が関わるスケジュールをご提案させて頂きます。部会として第1稿に対する意見、資料2-1の右ページの三角の下の部分ですが、そこをまとめなければなりませんので、まとめ方についてお諮りしたいと思います。文書で出して頂くものも含めまして、6月4日までに庶務にご提出頂けますか。今日言い足らなかった部分、或いは忘れていた部分がありますでしょう。それを受けて、庶務でまとめて頂いたのを委員へ、6月9日にもう一度回して頂こうと思います。

いずれにしても、庶務から日にち等は連絡があると思いますけれども、委員からは6月12日に庶務にご反応頂いて、それを持って庶務がいろいろな意見を、私と嘉田代理に回して頂いて、申し訳ありませんが時間がありませんので、2人で皆さま方から頂いたご意見、或いは庶務のおまとめ下さったものに合理性があるか、或いは適切であるかを判断して、18日に庶務にもう一度返して、それを整理して頂いて、20日の委員会に提出しようと思

ます。そういうスケジュールでよろしいですか。

本来ですと、もう一度議論するのが筋でしょうけれども、このような手続をさせて頂きたいと思います。よろしいですか。

では、文書で是非ご提出頂きたいと思います。

河川管理者の方で、ファシリテータ等に関わってご発言があると伺っておりますのでお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川情報管理官 西村）

いろいろなご意見が出まして、貴重なご意見ですので参考にさせて頂きたいと思います。それ以外に、住民参加の提言の方で頂いた中で、対話集会を行い、住民の意見を十分に聞きなさいということがありまして、我々としても早急にご意見を伺いたいと思っています。

特にダムについては、一般の方々にあまりお話をしていませんので、そういうことも含めて対話集会を早急にやりたいと思っていますところです。

その時に、提言を頂いた中でファシリテータ、いわゆる進行促進役という方々、非常に重要なキーポイントを握っておられるような感じを受けているのですが、その方を決定しなければいけないということにして、我々の方でもいろいろ議論したのですが、なかなか思いあたらないのです。皆さまの方で、固有名詞でなくてもよいのですが、こういう方がファシリテータとして適当ではないかというお話があればお伺いをしたいというのが1点目です。

もう1点は、対話集会をやる時の会議のテーマを明記して募集をすることになっていきますので、いろいろご議論頂いた中で、我々としても、賛否両論含めていろいろなご意見があると思われるテーマを考えてみました。それについてもご意見があれば、お伺いをさせて頂きたいと思っています。

テーマとしては、1つは狭窄部です。我々は、先ほど出てきた保津峡や岩倉峡の狭窄部の開削は当面行わないと現在考えていますが、その結果、狭窄部の上の方々に今までのような治水上の問題がまだ残るといふこともありますので、狭窄部開削の当面未着手という、いわゆる狭窄部の問題ですね。こういうテーマが1つあると考えられます。

それから河川利用のお話で先ほどありましたが、河川敷を現在いろいろな形で利用されているわけですが、これについても賛否両論ありました。ですから、この河川利用の面、河川敷におけるグラウンド等をどうするのだと、こういったテーマです。

もう1つは、ダムがあります。川上ダム以下5ダムについてお話を申し上げたので、これについてのダムのテーマという形であろうと思っています。

利水の関連ですが、提言にもありましたように、水供給管理から水需要管理への転換ということで、供給に単なる需要施設だけが追いついていくのではないというお話もありましたので、この利水に関する部分ですね。この4つくらいをテーマにしてはいかがかと現時点で考えているわけですが、これに対して何かご意見があれば、お話しして頂けたら幸いです。

三田村部会長

わかりました。

本来これに対する反応は、住民参加部会ではなくて、委員会だろうと思います。従いまして、住民参加部会で今のご意見、お願いに対して反応することはできないのですが、住民参加部会がかなり重要な部分に関わっていると思いますので、個人が対応するというようにしたいと思います。

対応の仕方ですが、一般傍聴の方にしかられるかもしれませんが、今日の会議が終わった後、少し別室で河川管理者側と話し合いたいと思います。具体的なところに行くまでも構いません。或いは委員会でこういう人たちも関わってやるべきだとかという意見でもよろしいです。いずれにしてもこの部会の中の委員で関わろうと思って下さる委員、或いは興味がある委員、或いは反対意見のある方でも結構ですから、残って頂きたいと思います。その中でお手伝いをして頂ければと思います。

私どもが関わるべきだと、関わった方がよいということを提言もしておりますので、そのように解決したいと思いますが、よろしいですか。時間は殆どかからないと思います。或いは時間がかかるようでしたら、改めて日程を調整して頂くことになると思いますので、是非残って頂きたいと思います。

山村委員

私の場合は時間がないので帰りますけれども、今の相談以外に文書、メールでその問題について意見を頂いてもらってもよいのではないかと思います。

三田村部会長

わかりました。その通りだと思います。

この後残って頂いて、そんなに進まないと思いますので、もう一度練り上げた集会みたいなものを管理者側ととって頂かなければなりませんので、その時の情報を流してくれというのでも構わないと思います。

庶務の方、その情報も後でお願いします。庶務が関わるべき問題ではないのかもしれませんが、メーリングリスト等をお持ちです。

庶務(三菱総合研究所 新田)

ご意見募集の時にあわせてお伺いするような形でよろしければ。

三田村部会長

ありがとうございます。

川上委員

対話集会の開催場所ですけれども、1番の狭窄部、3番のダム、4番の利水、水需要管理等のこの3つに関しては特に、上流のそのダムの建設予定地と申しますか、その地域と、

それから下流域のやはりダムを建設するための費用を負担する受益者といいますが、そういうところの両方と対話集会をやらないと、バランスがとれないと思います。

三田村部会長

その辺は後で、川上委員に残って頂いてお願いいたします。

塚本委員

委員会に提言した方がよいのかもしれませんが、ファシリテータというのを、今までいろいろな意見聴取をされまして、いろいろな立場の方がおられたと思います。その方たちに逆に、例えば委員会であれば複数、どういう人たちならよいのかという方法をとってみてもおもしろいと思います。

三田村部会長

そのご意見も後でお願いします。残って頂けますか。

遅くなりました。お待たせいたしました。一般傍聴の方のご意見をお伺いしたいと思います。本当にいつも時間がなくて申し訳ありません。

傍聴者(野田)

Youth Water Japanの野田と申します。

今日の議題と直接関係はないのですが、先日の日曜日の一般意見聴取試行の会若者討論会で幾つか提案させて頂きました。河川法に基づけば、そういった住民の意見を反映させると明記してありますので、その結果が琵琶湖部会だけではなく、住民参加部会や委員会、また河川管理者の方々との意見交換会等で、是非とも反映して頂けるようにご検討頂きたいと思います。

傍聴者(富岡)

瀬田川リバプレン隊の富岡と申します。2つのことをお話したいと思います。

1 つめですが、私は今、瀬田川の左岸の方に住んでおり、殆ど毎日ウォーキングをしています。2週間前のある事件にぶつかりました。

瀬田川に注いでいる、高橋川という小さな川があります。その川で小学生が7、8人魚釣りをしていました。私は何が釣れるのなどと話をしておりました。その後、自分のコースを歩いて帰ってきますと、その子供の中の1人が瀬田川の側で倒れておりました。びっくりしてすぐに行ってどうしたのと言ったら、瀬田川に落ちたということでした。近くで釣りをしていた人が助けてくれましたと、そばにいた3年生の女の子が私に言ってくれました。携帯を借りてすぐにお母さんに電話し、もう来ますということでした。私は靴を脱がしたりしてやっておりましたが、しばらくするとお母さんが来ました。お母さんがその子に何をしたかということは、極めて私にとってはドラスチックなことでした。

顔を見た途端にピンタをばちっとやりました。最初に何を言ったかということ、だから瀬

田川に近づいてはいけないと言っていたでしょうと、その一言です。

私は嘉田委員のおっしゃるように、蛍や何かの環境問題で、川に親しんでくれたらよいな、それが大事だと思っていました。ところが、その一言で、あっと思ったのです。本当に住民の意見とは何だろうかと思いました。今まで自分が聞いていた住民の意見というのは、本当の意見だったのだろうかということです。住民の意見を聞くということは非常に難しいと思います。住民参加と言われますが、その時に本当の意見を聞くということをきちんとできるような仕組みを仕込んでおかないと、とんでもない意見を聞いている可能性があります。

そのことを工夫して頂きたいと思います。住民に意見を聞く、それは大変よいことだと思います。けれども、それには本当の意見を聞くためのいろいろな仕組みを仕込んでおかないとなかなか聞けないのではないかと、私はこの件で感じました。

私もプロジェクトX症候群の1人です。ここでは河川管理者の人たちにエールを送りたいのですが、住民の意見を当然私は聞いて欲しいのです。ですが、本当に決定するのは責任がある人たちです。これからの日本の100年の計を考えてダムをつくったらよいのか、何をしたらよいのかということは、住民の意見だけでは決まらないと思うのです。本当に日本が必要なもの、それを決めるのが我々の世代から言うと責任を持っている人たちです。それをやって欲しいと思います。

もう1つ、高橋川のことです。今私はいろいろ苦労をしまして、水質を調べたいと思っ
ているのですが、その水質を調べるのに方法がなかなかないのです。県や市へ行って、バックテストをいただけませんかと言うと、市の環境保全課は1回だけ差し上げますよということでした。やはりそういうことを調べようと思ったら、その辺のことをしっかりやって頂きたいと思います。別にお金を欲しいなどではなくて、どこへ持っていったらそれを調べてくれるか、そういうことで十分なのです。そういうきめ細かいことをやって頂くと、いろいろな問題が先へ進むだろうと思います。

2つの意見を申し上げました。

三田村部会長

ありがとうございます。ご意見を参考にさせて頂きたいと思います。他にありませんでしょうか。

次に移りたいと思います。その他ご意見、委員の方々からありますか。

塚本委員

先ほど言われた川に入ったらいけないという、これは本当にそうです。

我々は子供たちと環境教育でなくて1年ほどつき合いました。鴨川へ遊びに行きました。その時、春で学生やいろいろな人たちがいっぱい来ていましたが、殆ど川に入りません。けれども、我々とつき合ってくれた子供たちは、川に入ってくれました。そういうお互い、大人と子供たち、いろいろな人たちとの、社会的なつき合いが今後絶対に必要だと思います。おっしゃる通りだと思います。

嘉田部会長代理

親の立場からしたら、危険に近づくなと言いたいのです。でも、そのこと自身が大きな問題をはらんでいるということで、住民というのはいろいろな、一人の人間もいろいろな意見があります。ですから、危険性とどうつき合うかということは、実は治水の問題、川の遊びの問題も含めてかなり本質です。そのお母さんも自分の子供がそこにいた時には川に近づくなと言ったかも知れませんが、もし環境保全なりの委員会で手を挙げたら、皆さま近づきましょうと同じ人が言うかもしれません。

そういうように一人の人間が多面的な意見を持っているということも含めて、住民意見は簡単ではないということの示唆だと思えます。

三田村部会長

打ち切ります。

庶務、お願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、連絡ですが、次回の委員会は6月20日です。次回の住民参加部会につきましては、6月末に運営会議が開かれまして、今後の進め方等を確認されますので、それを受けまして再度、日程調整をさせて頂きたいと思えます。今日、次はいつというのはお約束できないということで、申し訳ないですが、改めて日程調整ということです。

それから住民参加部会からの一般意見聴取に関する提言ですが、一般傍聴の方には配っておりませんでした。大変申し訳ありません。受付に余分を用意していますので、帰りに必要に応じておとり頂ければと思えます。連絡事項は以上です。

三田村部会長

それではこれで閉じたいと思えます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それではこれをもちまして、淀川水系流域委員会の第5回住民参加部会を閉会いたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

なお、先ほど三田村部会長がおっしゃいました委員の有志の方々、委員控え室の方にお集まり頂くよう、よろしくお願いいたします。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。